

議案第42号

北名古屋市次世代企業立地促進条例の一部改正について

北名古屋市次世代企業立地促進条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成30年6月5日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条文の整備をするため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市次世代企業立地促進条例の一部を改正する条例

北名古屋市次世代企業立地促進条例（平成28年北名古屋市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号キを次のように改める。

キ 愛知県の産業集積の推進に関する基本指針別表に規定する東尾張地域の集積業種の分野

附 則

この条例は、公布の日から施行する。